



K A M O
O R I G I N A L

～ お店の商品やサービスのPRにご活用ください ～

「加茂オリジナル推奨品」 募集のご案内

主催：加茂商工会議所
主管：諸業部会

当商工会議所では加茂らしい商品やお店、事業所のオリジナル性のある商品やサービス等を観光資源として広くPRするため「加茂オリジナル推奨品事業」を下記のとおり企画いたしました。

推奨品（サービス）として認定された商品やサービスには、ロゴマーク（シール）を付け、パンフレットを作成する他、当所HPにも掲載し販売促進を図ります。

この機会に、ぜひ、ご応募くださいますようお願いいたします。

記

1. 認定対象 加茂で製造、生産、加工している商品や体験できるサービス等
加茂商工会議所正会員（加茂市内）に限ります。
2. 募集期間 平成30年2月21日(水)～3月16日(金)
(2回目以降は随時募集いたします。)
3. 認定基準 以下の項目について、当所諸業部会で審査、認定いたします。
①事業所のオリジナル性がある商品であること。
②加茂で製造、生産、加工されている『商品(もの)』または加茂で体験できる『こと』。
4. 参加費 無料
5. 内容 ①「加茂オリジナル推奨品」として認定された商品やサービス
(事業所)には「加茂オリジナル推奨品」のロゴマーク(シール及びプレート)を差し上げます(シールは1アイテムにつき100枚まで無料)。
②認定商品やサービス等のパンフレットを作成し、加茂市内に全戸配布する他、当所HPに掲載し販売促進を図ります。
③認定商品を集めた販売イベントを首都圏で開催。
日時：平成30年11月23日(金)～24日(土)
会場：ブリッジにいがた(東京都中央区日本橋)
6. 申込方法 別紙申請用紙にご記入の上、加茂商工会議所(TEL:52-1740、
FAX:52-4100、E-mail:info@kamocci.or.jp/担当:明間)までお申し込みください。

加茂オリジナル推奨品事業 応募用紙

事業所名			
応募の種類	自薦 ・ 他薦 (推薦者：〒 住所 氏名 ☎ TEL)		
住 所	〒 - TEL - - FAX - - E-mail : U R L :		
代表者名		担当者名	
応募する商品・サービスの名前			
価 格	円 (税込または税別)		
商品・サービス等の説明、セールスポイント			
上記以外の場所で申請商品等を取り扱っている場合は、店名等を記載してください。			
希望するロゴの色	黒 ・ 赤 ・ 青 ・ 緑 ・ ベージュ		

加茂オリジナル推奨品事業 応募用紙

記載例

事業所名	加茂商工会議所		
応募の種類	<input checked="" type="radio"/> 自薦 ・ 他薦 (推薦者：〒 住所 氏名 <input type="checkbox"/> TEL <input type="checkbox"/>)		
住所	〒959-1313 加茂市幸町2丁目2番4号 TEL:0256-52-1740 FAX:0256-52-4100 E-mail: info@kamocci.or.jp URL: http://www.kamocci.or.jp/		
代表者名	会頭 太田 明	担当者名	明間 浩
応募する商品・サービスの名前	六角升之助		
価格	3,000円(税込)		
商品・サービス等の説明、セールスポイント	木工のまち加茂の特産品として開発。 桧の香りがよく、酒の味もまろやかになります。 下部が細くなった形で、升を使い慣れていない人でも片手で持ちやすいようになっています。縁に塩を乗せ、一緒に口に含むのが「六角升之助流」の楽しみ方。酒器としてだけでなく、アイデア次第で使い方が広がります		
上記以外の場所で申請商品等を取り扱っている場合は、店名等を記載してください。			
希望するロゴの色	<input checked="" type="radio"/> 黒 ・ 赤 ・ 青 ・ 緑 ・ ベージュ		

加茂オリジナル推奨品事業制度規約

H30. 2. 6

加茂商工会議所

1. 目的

加茂市の魅力を高めるためにオリジナル性のある商品や体験できるサービスを加茂オリジナル推奨品に認定することにより、他商品やサービスとの差別化を図り観光資源の1つとすると共に、会員事業所の新商品開発を促すことを目的とする。

2. 申請対象者

- ①申請する商品やサービスを製造、販売または提供する加茂商工会議所の正会員。
- ②申請は会議所推薦、自薦、他薦とする（他薦の場合は推薦者を記載）。

3. 申請方法

指定した申請用紙に必要な事項を記入の上、申請する。

4. 認定方法

- ①本事業は加茂商工会議所諸業部会主管とし、部会役員が認定委員となり、審査、認定を行う。
- ②認定委員会は申請状況により随時開催し、出席委員の過半数の承認をもって認定とする。

5. 認定基準

- ①オリジナル性のあるもの
- ②加茂で製造、生産、加工されているもの及び体験できるものやこと

6. 認定期間

認定委員会において認定された日から3年間とし、委員会が認めた場合は継続して認定を受けることができる。

7. 申請料

無料とする。

8. ロゴマーク

認定を受けた商品やサービスまたはパッケージやチラシ等の広告物等にロゴマークを使用することができる。 ※別紙1参照。

9. その他

この規約に定めるもののほか必要な事項は、認定委員会にて協議する。

KAMO ORIGINAL ロゴマークの使用について

加茂商工会議所

- ①商品やパッケージの色によって、黒、赤、青、緑、ベージュの5色（白抜き）から選択できます。
- ②ロゴマークのシールを100枚まで配布しますので、申請した商品に貼付してください。追加分のシールについては有料販売となります。
- ③チラシやパッケージ等にロゴマークを印刷する場合はデータでお渡しします。大きさは自由とするが、実物を会議所に提出してください。
- ④サービス、体験、店舗等で、シールや印刷で対応できないものにはプレートを作成し配布します。

K A M O
O R I G I N A L

(イメージ)

